

延岡市立学校教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

延岡市教育委員会

I 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣が定める指針に基づき策定するものである。

延岡市では、「わかあゆ教育プラン」において、目指す子ども像を「幸動～自他の幸せのために学び行動する子ども～」とし、子どもたちに身に付けさせたい力を「ふるさと延岡の優れた自然や文化、伝統、人との絆を通して身に付けた豊かな心や自己肯定感を土台として、自他の幸せのために、自ら問いを立て、課題の解決に向け、仲間と協働して粘り強く学び行動する力」としている。この実現のためには、各学校において児童生徒の資質・能力を育む上で、どの教育活動を優先するのか見定め、それを踏まえた校務分掌の割り振りや地域との連携・協働の推進等を通じて、業務量を適正に管理し、教育職員が業務に費やす時間の縮減に向けた取組を推進する必要がある。

本計画に定める教育職員の業務量の縮減や健康確保に向けた取組により、教育職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を構築し、「学校における教育の質の向上」と「児童生徒の教育の充実」を推進する。

(2) 対象

本計画は、延岡市教育委員会が服務監督を行う公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。

(3) 本市の現状

① これまでのおもな取組

ア 宮崎県内一斉の取組

- 定時退庁日（リフレッシュデイ）の設定、リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定
- 部活動の活動時間、休養日の設定
- 教頭の長時間業務解消の取組
 - ・ 校舎等の鍵の開閉は、全教職員で協力して実施
 - ・ 学校の開門時刻や児童生徒の登校時刻の設定
- 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組
 - ・ 学校運営協議会の設置
 - ・ 地域学校協働活動の推進
 - ・ みやざき家庭教育サポートプログラムの活用促進

イ 市教育委員会による取組

- スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等の配置
- 統合型校務支援システム、テスト採点システムの活用
- 福祉部局、警察等関係機関との連携・協力体制の構築
- 調査・照会・提出文書のデジタル化
- スクールロイヤーの活用
- 長期休業期間の見直し
- 通知表配付回数の見直し

ウ 勤務時間・業務量管理に関する取組

- 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの活用
- 勤務時間外の受電時の応答メッセージの活用
- 時差出勤の実施
- 「延岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定

オ 働き方に関する意識改革に向けた取組

- 「教職員勤務状況調査」の実施（県教育委員会）
- 「延岡市のすべての子どもたちへのより良い教育の実現に向けて」の発行
（延岡市小・中学校校長会、延岡市 PTA 連絡協議会、延岡市教育委員会）

カ 学校の工夫による独自の取組

- 校時程の工夫
- 学校行事や会議の精選・簡素化
- 校務効率化、保護者連絡等のための ICT 活用
- 各教科等の学習や学校行事等における外部人材の活用
- チーム担任制の導入や校務分掌の工夫改善

② 時間外在校等時間の状況

ア 令和 6 年度における時間外在校等時間（年間平均）

	小学校	中学校	小中計
校長	30:51	35:10	32:40
教頭	55:53	58:31	56:54
事務職員	16:43	19:28	17:44
教諭等	27:26	34:10	30:00

※ 小学校 26 校、中学校 15 校、義務教育学校 1 校（義務教育学校は、中学校として計上）

※ 教諭等 … 主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、常勤講師

イ 令和 6 年度における時間外在校等時間の割合（年間平均）

	小学校	中学校	小中計
月 45 時間未満	78.4%	63.5%	71.0%
月 45 時間～80 時間	21.0%	27.3%	24.1%
月 80 時間～100 時間	0.6%	5.7%	3.2%
月 100 時間以上	0.0%	3.5%	1.7%

※ 小学校 26 校、中学校 15 校、義務教育学校 1 校（義務教育学校は、中学校として計上）

※ 校長、教頭、事務職員、教諭等すべてを合わせた数値

ウ 過去 4 年間における時間外在校等時間月 45 時間未満の職員の割合の推移

	小学校	中学校	小中計
令和 3 年度	70.6%	55.7%	63.2%
令和 4 年度	73.8%	60.0%	66.9%
令和 5 年度	79.3%	63.1%	71.2%
令和 6 年度	78.4%	63.5%	71.0%

③ 令和7年度「教職員勤務実態調査」より

ア 勤務時間外に行った業務の中で特に時間を費やしている業務

	小学校	中学校
校長	学校経営事務	学校経営事務
	その他の校務	その他の事務 生徒指導
	PTA活動	校外での会議 地域対応
	地域対応	その他の校務
教頭	PTA活動	PTA活動
	学校経営事務	地域対応
	地域対応	学校経営事務
	その他の校務	-
教諭等	授業準備	授業準備
	分掌部の仕事	部活動指導
	成績処理	分掌部の仕事
	学習指導（授業）	学習指導（授業）

イ これまでの取組により改善が図られたと感じている業務

	小学校	中学校
校長	校内研修	学校行事（準備を含む）
	学校行事（準備を含む）	校内での会議
	PTA活動	校内研修
	校内研修	PTA活動
教頭	校内での会議	校内での会議
	学校経営事務	学校行事（準備を含む）
	PTA活動	校内研修
	その他の校務	PTA活動
教諭等	成績処理	成績処理
	校内での会議	部活動・クラブ活動指導
	なし	登下校指導
	事務（学級事務）	会議（校内）

ウ 教職員としての仕事に誇りややりがいを感じる時

	小学校	中学校
教諭等	児童生徒の成長を感じたとき	児童生徒の成長を感じたとき
	児童生徒の喜ぶ姿を見たとき	児童生徒の喜ぶ姿を見たとき
	自分の仕事がうまくいっていると感じたとき	自分の仕事がうまくいっていると感じたとき
	保護者からの信頼を感じたとき	新たな学びがあったとき

※ ア～ウともに、回答数の多かった順に記載

(4) これまでの取組の成果と課題

① 成果

- ICTの活用により、校内の会議や成績処理などの業務が縮減されてきている。
- スクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの配置により、教育職員が授業準備等に注力できる環境が整ってきている。
- 学校行事や校内の会議の精選、実施方法の工夫改善が進んできている。

② 課題

- 働き方改革の目的が、在校等時間の短縮になっている状況が見受けられる。
- 働き方改革は、「働きやすさ（環境・時間）」と「働きがい（やりがい・充実感）」の両立が必要であるが、まだ十分でない。

2 基本的な考え方

(1) 在校等時間の定義等

① 在校等時間

「超勤4項目」に該当するものとして超過勤務を命じられた業務以外も含めて、学校教育活動に関する業務※1として教師が校内に在校している時間及び職務として行う研修※2や児童生徒等の引率※3などの校外での業務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの。

※1 学校教育活動に関する業務

児童生徒等の授業をはじめとした教育活動のほか、教務、児童生徒指導、授業のために必要な教材研究、教材教具管理、文書作成処理などの事務、外部関係者との連絡調整、学校教育の一環として行われる部活動等

※2 職務として行う研修

初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修。ただし、いわゆる職専免研修は含まない。

※3 職務として行う児童生徒等の引率

校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会、コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務。また、引率業務以外でも校外の業務として考えられるものとして、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等がある。

② 時間外在校等時間の上限（原則）

市教育委員会は、所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 1か月について45時間
- 1年について360時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

市教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 1か月について100時間未満
- 1年について720時間
- 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
- 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6か月

(2) 在校等時間の把握方法

① 方法

校務支援システムによる管理

② 留意点

- 「在校している時間」とは、学校に出勤した時刻から帰宅のための学校を出た時刻までを指す。
- 修学旅行や校外学習等に関する引率業務については、行程表や出張復命書等をもって外形的に業務時間を把握する。
- 部活動に関する引率業務については、特殊業務手当の申請書や活動記録等をもって外形的に把握する。
- いわゆる「持ち帰り業務」の時間については、「在校等時間」に含めない。ただし、自宅等で行う業務であっても、在宅勤務等によるものについては、「在校等時間」に含むものとする。
- 実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することがあってはならない。
- 時間外在校等時間の上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならない。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

1年間における1か月時間外在校等時間が45時間未満の割合を90%にする。

【R6 小学校：78.4% 中学校：63.5%】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ストレスチェックの実施率を85%にまで向上させる。

【R7 公立学校共済組合平均：84.7% 本市：62.2%】

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%にまで減少させる。

【R7：6.3%】

- ストレスチェックにおける総合健康リスクの値※4を男性80、女性75以下とする。

【R7 男性：83.3 女性：77.2】

※4 総合健康リスクの値

ストレスチェックにおける「仕事の量・裁量度」及び「職場の支援」の結果から算出された値で、全国平均が100となる。この値が低いほど、職場のストレスによる健康リスクが低い。

- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

4 計画の期間

令和8年度から令和10年度まで

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

市教育委員会では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

また、各学校においては、校長等管理職のリーダーシップの下、各学校の実情に応じて、市教育委員会・保護者・地域と密に連携を図りながら、各種施策に沿った取組を進めることとする。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しや、学校安全ボランティア（スクールガード）・保護者等による通学路の見守り活動を行う。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り活動
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、青少年育成連絡協議会等が行っている見回り活動に委ねる。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことの認識を共有する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・ 地域学校協働本部が設置されている校区においては、地域学校協働活動推進員が中心となって行う。
 - ・ 地域と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、地域連携担当教員を校務分掌に位置付けるなど、学校において適切な役割分担を行う。
- 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 法的な見解・支援が必要な事案は、スクールロイヤーへの相談を行う。
 - ・ 県教育委員会が主催する法律研修や市教育委員会・校長会が主催する「リスクマネジメント研修」等により、学校の法的対応力の強化を図る。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・ クラウドツール等を積極的に活用し、市が行う調査・照会への回答に係る業務負担を軽減する。
- 校務DXの推進
 - ・ 特定の職員に責任や負担が集中しないよう、教育委員会と連携しながらICT支援員の活用や事務職員等の参画を促進する。
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・ 民間プールを活用した水泳授業を拡充し、学校プールの管理に係る職員の負担軽減を図る。
- 校舎の開錠・施錠
 - ・ 機械警備を導入している学校については継続するとともに、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しないよう、職員間の適切な役割分担を行う。
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 学級担任等の特定の職員に責任や負担が集中しないよう、職員間の適切な役割分担を行う。
- 部活動
 - ・ 「延岡市運動部活動の方針」及び各学校の「運動部活動に係る活動方針」に基づき、適切に休養日及び活動時間等を設定する。
 - ・ 部活動指導員の配置拡充を行うとともに、国のガイドライン及び市の改革プランに基づいて、令和13年度までに休日における部活動の地域展開を目指す。
- ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - 給食の時間における対応
 - ・ 食に関する指導は、栄養教諭または学級担任を中心に行う。
 - ・ 食物アレルギー発症や異物混入などの給食時の緊急時に備えて、教育委員会と連携した組織的な体制を構築する。
 - 授業準備
 - ・ 教材の印刷準備等の補助的業務を行うスクール・サポート・スタッフを市独自の基準に基づいて配置する。
 - ・ AIドリルをはじめとするデジタル教材を導入し、積極的な活用を促す。
 - 学習評価や成績処理
 - ・ 全中学校・義務教育学校後期課程に採点システムを導入するとともに、校務支援システムの機能を生かして、採点業務や学習評価及び成績処理等に係る業務負担を軽減する。
 - 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、生徒指導支援員等を効果的に活用し、学校と専門職が連携・協働し、適切な役割分担の下で支援できる体制を構築する。
 - ・ 特別支援教育支援員、看護師、日本語教育サポーターを市独自の基準に基づいて配置する。
 - ・ 不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センター「アウトリーチ・オアシス教室」、オンライン学習支援「のべおかつながるオンライン」、学びの多様化学校、校内教育支援センターなどにおいて学びを継続できるよう支援する。また、フリースクール等民間施設と連携する。

(2) 学校における措置

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 教育課程の編成
 - 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数は、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学4年生以上は1,086単位時間以上）編成している場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
 - 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表や校時程の工夫改善を行う。
- ② 校務DXの推進

県教育委員会がGIGAスクール推進協議会を中心として推進していく「校務DX 2026～2027」及び「生成AI活用推進」に係る方針に基づいて、市内各学校における校務DXを推進する。

③ 勤務時間外の電話対応

勤務時間外に学校が受電した際の応答メッセージを継続する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を85%以上にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 県教育委員会・公立学校共済組合が行う臨床心理士相談事業等、心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- 年次有給休暇をまとまった日数で連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
- 学校における定時退庁日を月4回以上設定するよう推進し、夏季休業期間中に7日間の学校閉庁日を設定する。
- 新規採用の教育職員が悩みや不安を相談できるよう、市教育委員会が採用後のフォローを行う。
- 新規採用後、2校目で延岡市に転入した教育職員が学校を超えた関係づくりができるよう、市独自の研修会を行う。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を毎月把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校における児童生徒等の支援に当たる人材の確保に当たっては、関係部局・関係機関から情報を得ながら取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会は各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときには、当該学校への確認・指導等を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに乗用が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を行う。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、学校における働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促すため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。